

⑨ 特別支援学校教諭問題の解答について（注意）

- 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
- マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
- 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。（マークシート右上の記入方法を参照）消去は、プラスチック消しゴムで念入りに行うこと。
- 名前の記入** 名前を記入すること。
- 教科名の記入** 教科名に「特別支援学校教諭」と記入すること。
- 受験番号の記入** 受験番号欄に5けたの数で記入したのち、それをマークすること。
- 解答の記入**
 - 小問の解答番号は1から45までの通し番号になっており、例えば、25番を

25

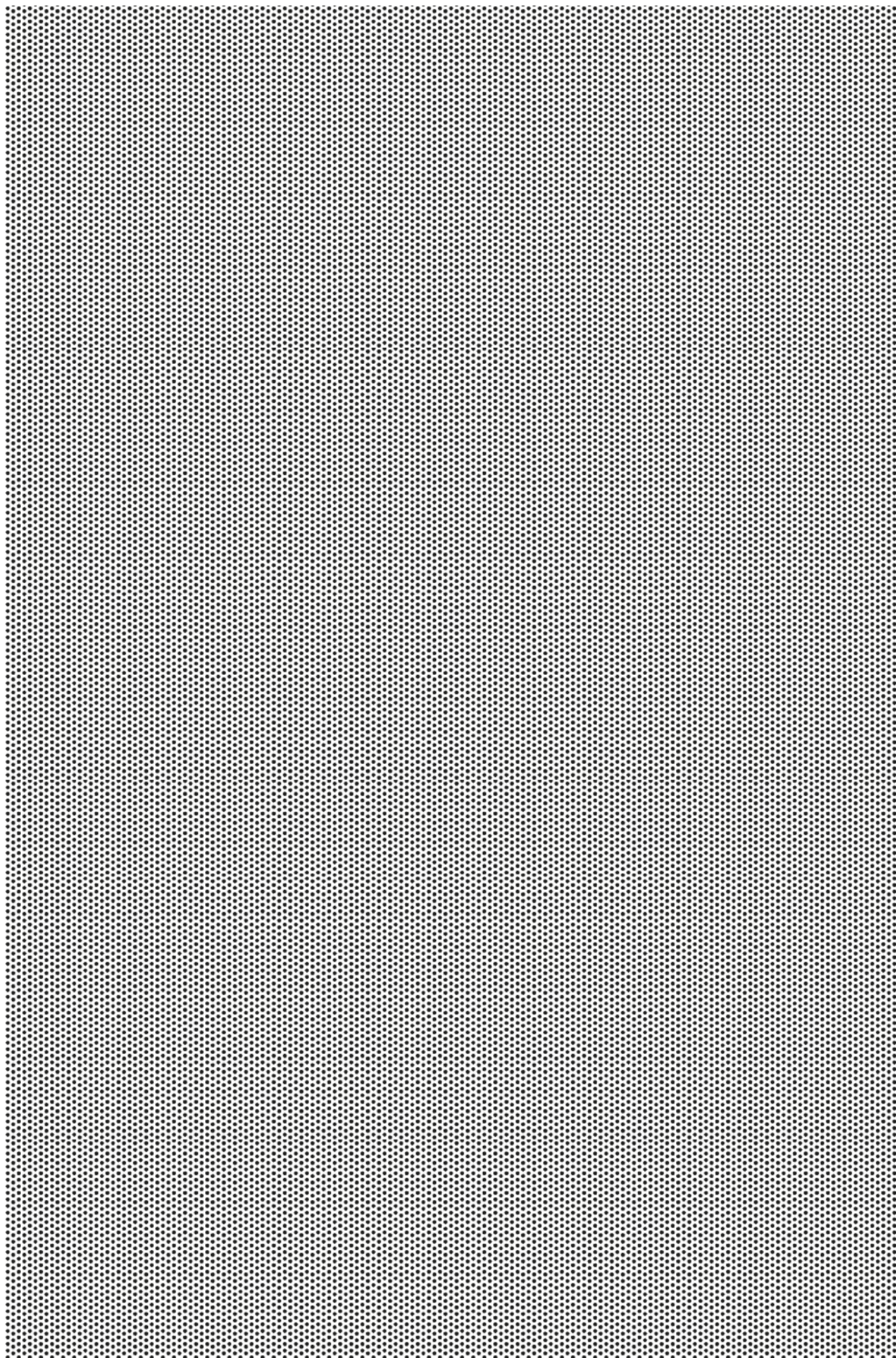
のように表示してある。
 - マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りあるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
 - どの小問も、選択肢には①、②、③……の番号がついている。
 - 各問いに対して一つずつマークすること。

（マークシート記入例）

フリガナ	コウベケロウ	教科名	特別支援学校教諭
名 前	神戸太郎		

数字で記入……

受験番号	小問 番号	解答記入欄 1 - 25	小問 番号	解答記入欄 26 - 50	小問 番号	解答 51
1 2 3 4 0	1	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	26	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	51	0 0 0 0
	2	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	27	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	52	0 0 0 0
	3	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	28	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	53	0 0 0 0
	4	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	29	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	54	0 0 0 0
	5	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	30	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	55	0 0 0 0
	6	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	31	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	56	0 0 0 0
	7	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	32	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	57	0 0 0 0
	8	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	33	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	58	0 0 0 0
	9	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	34	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	59	0 0 0 0
	10	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	35	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	60	0 0 0 0
	11	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	36	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	61	0 0 0 0



【1】 次の（１）～（５）の問いに答えよ。

（１）次の文は、「障害者の権利に関する条約」第１条である。（ア）にあてはまる最も適切なものを①～⑤から選び、番号で答えよ。

第一条 目的

この条約は、（ ア ）を目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

- ① 全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること
- ② 全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の自立を促進すること
- ③ 全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、援助し、及び管理すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること
- ④ 全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、援助し、及び管理すること並びに障害者の自立を促進すること
- ⑤ 全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、自立を支援し、及び能力を高めること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること

1

（２）次の文は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第14条の内容である。適切でないものを①～⑤から１つ選び、番号で答えよ。

国及び地方公共団体は、障害者及びその①家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する②相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する③紛争の防止又は④解決を図ることができよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な⑤基礎的環境整備を図るものとする。

2

(3) 次の文は、「学校教育法」第72条～第76条の条文である。これらの条文のうち、適切でないものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

- ① 第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。
 - ② 第73条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。
 - ③ 第74条 特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。
 - ④ 第75条 第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。
 - ⑤ 第76条 特別支援学校には、小学部、中学部、及び高等部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。
- 2 特別支援学校には、小学部、中学部、及び高等部のほか、幼稚部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部、中学部及び高等部を置かないで幼稚部のみを置くことができる。

(4) 次の文は、「学校教育法施行令」第22条の3で示されている視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度を説明した表である。適切なものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

区分	障害の程度
① 視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても拡大した文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
② 聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね七〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
③ 知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
④ 肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等学校生活における日常動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
⑤ 病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

(5) 次の文は、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月 中央教育審議会）「第Ⅱ部各論 4. 新時代の特別支援教育の在り方について (2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化 ③小中学校における障害のある児童生徒の学びの充実」の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句を①～⑩からそれぞれ選び、番号で答えよ。

小学校等における特別な支援を必要とする児童生徒への学びの場や（ア）は段階的に充実してきているが，（イ）のリーダーシップのもと，特別支援学級と通常の学級の学級担任間や教科担任等との連携による（ア）を整備し，各教科等の学習を更に充実する必要がある。特に特別支援学級と通常の学級の児童生徒が共に学ぶ活動の充実の観点から，特別支援学級の児童生徒が，特別支援学級に加え，在籍する学校の通常の学級の一員としても活動するような取組を充実し，児童生徒の障害の特性や個々の事情を勘案しつつ，学級活動や給食等について，可能な限り共に行うことが必要である。また，教科学習についても，児童生徒の障害の程度等を踏まえ，共同で実施することが可能なものについては，年間指導計画等に位置付けて，年間を通じて計画的に実施することが必要である。その際，可能な限り，両学級の（ウ）の関連の確保を図るとともに，通常の学級においては，（エ）や合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりを引き続き進めていく必要がある。

- | | | |
|--------------|------------------|-----------|
| ① ユニバーサルデザイン | ② 特別支援教育コーディネーター | ③ 指導体制 |
| ④ 教育内容 | ⑤ 教材・教具 | ⑥ 支援・研修体制 |
| ⑦ ICT・遠隔技術 | ⑧ 協働的な学び | ⑨ 管理職 |
| ⑩ 個別最適な学び | | |

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
5	6	7	8

【2】「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)に関する内容について、次の(1)～(5)の問いに答えよ。

(1) 次の文は、視覚障害のある子供に対する教育方法に関する記述の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

心理面・健康面の配慮

自己の視覚障害を理解し、眼疾患の進行や事故を防止できるように、身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを図り、見えにくい時には(ア)尋ねられるような雰囲気を作る。

また、オンラインによる(イ)間との交流を行う等、(ウ)を活用するなどして子供の(エ)に応じて視覚に障害がある子供等が集まる交流の機会を設けることも大切である。

- | | | | |
|-----------|------------|------------|---------|
| ① ア 遠慮せずに | イ 通常の学級 | ウ I C T機器 | エ 障害の程度 |
| ② ア 即座に | イ 通常の学級 | ウ 交流及び共同学習 | エ 障害の程度 |
| ③ ア 遠慮せずに | イ 通常の学級 | ウ I C T機器 | エ 発達の段階 |
| ④ ア 即座に | イ 弱視特別支援学級 | ウ 交流及び共同学習 | エ 発達の段階 |
| ⑤ ア 遠慮せずに | イ 弱視特別支援学級 | ウ I C T機器 | エ 発達の段階 |

- (2) 次の文は、聴覚障害の理解に関する記述の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句を①～⑩からそれぞれ選び、番号で答えよ。

難聴特別支援学級

教育の内容は、小中学校等における各教科等の内容に加えて、子供一人一人に必要な特別な指導としては、(ア)に関すること、音声(話し言葉)の受容(聞き取り及び読話)と表出(話すこと)に関することが主である。さらに、必要に応じて、学習や生活で用いる語句・文・文章の意味理解などの(イ)の形成や活用に関する指導、コミュニケーションを通じた(ウ)に関する指導、障害の特性の理解やそれに応じた環境の調整などに関する指導についての内容も取り上げられる。

難聴特別支援学級では、聴力測定のために(エ)、補聴援助機器や発音・発語指導のために鏡などが用意されていることが多い。

- ① 人間関係の形成 ② 耳音響放射検査装置 ③ 手話 ④ 環境の把握
⑤ オーディオメータ ⑥ 聴覚活用 ⑦ 語音弁別 ⑧ 心理的な安定
⑨ 文法的側面 ⑩ 言語概念

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
10	11	12	13

- (3) 次の文は、知的障害のある子供の教育的ニーズに関する記述の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

子供への教育的対応

一方で、知的機能の発達に遅れがある場合には、幼児期に、同年齢の子供と比較して(ア)の発達が遅れたり、着替えや排せつなどの(イ)に関することについて遅れが顕著であったりするほか、始歩の遅れなど運動発達の遅れも見られることがあることから、保護者が子供の成長や発達に不安を抱く場合が多い。

そのため、保護者の(ウ)を十分に理解しながら、子供の成長や発達の状態を的確に把握し、子供が生活に必要な望ましい習慣等を身に付けることができるよう、発達の段階に応じた適切な(エ)を早期から行うことが大切である。

- ① ア 言語 イ 自己管理能力 ウ 心情 エ 教育的対応
② ア 思考 イ 自己管理能力 ウ 個性 エ 教育的対応
③ ア 言語 イ 基本的生活習慣 ウ 心情 エ 教育的対応
④ ア 思考 イ 基本的生活習慣 ウ 個性 エ 福祉的対応
⑤ ア 言語 イ 基本的生活習慣 ウ 心情 エ 福祉的対応

(4) 次の文は、肢体不自由のある子供に対する特別な指導内容に関する記述の一部である。(ア)～(オ)にあてはまる語句を①～⑩からそれぞれ選び、番号で答えよ。

保有する感覚の活用に関すること

肢体不自由のある子供の場合は、保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、(ア)、(イ)などの感覚を有効に活用することが困難な場合がある。特に、障害が重度で重複している場合、視覚、聴覚、触覚と併せて、姿勢の変化や筋、関節の動きなどを感じ取る(ア)や、重力や動きの加速度を感じ取る(イ)を活用できるように、適切な内容を選択し、丁寧に指導する必要がある。その際、それらを個々の感覚ごとに捉えるだけでなく、相互に関連付けて捉え、保有する感覚で受け止めやすいように情報の提示の仕方を工夫することが大切である。

また、脳性まひ等のある肢体不自由のある子供の場合は、筋緊張等によって身体からの感覚情報をフィードバックして、行動したり、表現したりすることに困難が生じやすいため、(ウ)、(エ)、協応動作等の困難が見られる。その場合、例えば、目の前にある興味のある玩具等の対象物を(ウ)したり、ゆっくり動く対象物を(エ)したりする力を高め、対象物に手を伸ばしたり、倒したりすることで目と手の動きを(オ)させていく指導内容などが考えられる。また、見えにくさへの対応としては、不要な刺激を減らし、提示する情報量や提示の仕方を配慮するとともに、教材、教具の工夫も求められる。

- ① 固有覚 ② 連動 ③ 前庭覚 ④ 知覚 ⑤ 弁別 ⑥ 注視 ⑦ 認知
⑧ 協調 ⑨ 追視 ⑩ 共同注意

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)
15	16	17	18	19

- (5) 次の文は、病弱・身体虚弱の子供に対する特別な指導内容に関する記述の一部である。(ア)～(オ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

病気等の状態の理解と生活管理に関すること

病弱教育では、病気等の（ ア ）を育成することは重要な指導内容の一つである。そのため、病弱・身体虚弱の子供にとって必要な（ イ ）とは、他人からの規制ではなく「（ ウ ）」と考えて取り組むことが大切である。また、「（ ウ ）」をする力とは、運動や安静、食事などの日常の諸活動において、必要な（ エ ）を守る力、自身の病気等の特性等を理解した上で心身の状態に応じて参加可能な活動を判断する力（自己選択・自己決定力）、必要なときに必要な（ オ ）を求めることができる力であり、それらを育成することが必要である。

- | | | | | | | | | |
|---|---|--------|---|------|---|---------|---|--------|
| ① | ア | 自己管理能力 | イ | 生活管理 | ウ | 生活の自己管理 | エ | 社会的ルール |
| | オ | 人間関係 | | | | | | |
| ② | ア | 健康維持力 | イ | 生活管理 | ウ | 生活の自己規制 | エ | 社会的ルール |
| | オ | 人間関係 | | | | | | |
| ③ | ア | 自己管理能力 | イ | 生活規制 | ウ | 生活の自己管理 | エ | 社会的ルール |
| | オ | 支援・援助 | | | | | | |
| ④ | ア | 健康維持力 | イ | 生活規制 | ウ | 生活の自己規制 | エ | 服薬 |
| | オ | 支援・援助 | | | | | | |
| ⑤ | ア | 自己管理能力 | イ | 生活規制 | ウ | 生活の自己管理 | エ | 服薬 |
| | オ | 支援・援助 | | | | | | |

【3】「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚園・小学部・中学部）」（令和6年12月 文部科学省）の内容について、次の（１）～（５）の問いに答えよ。

（１）次の文は、「生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開」（第３編第２章第２節の２）の「自立活動の指導」の記述の一部である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

「自立し（ ア ）する資質」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、主体的に（ イ ）を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること、また、社会、経済、文化の分野の活動に参加することができるようにする資質を意味している。

（中略）

つまり、自立活動の時間における指導は、学校における自立活動の指導のいわば^{かなめ}要となる重要な時間であるが、自立活動の時間のみで自立活動の指導が全て行われるものではない。自立活動の指導は、自立活動の時間における指導はもとより、学校の（ ウ ）を通じて行うものであることから、自立活動の時間における指導と（ エ ）における指導とが密接な関連を保つことが必要である。

- | | | | | | | | | |
|---|---|------|---|------|---|--------|---|------|
| ① | ア | 社会適応 | イ | 自己の力 | ウ | 授業時間 | エ | 各教科等 |
| ② | ア | 社会適応 | イ | 潜在能力 | ウ | 授業時間 | エ | 特別活動 |
| ③ | ア | 社会参加 | イ | 自己の力 | ウ | 授業時間 | エ | 各教科等 |
| ④ | ア | 社会参加 | イ | 潜在能力 | ウ | 教育活動全体 | エ | 特別活動 |
| ⑤ | ア | 社会参加 | イ | 自己の力 | ウ | 教育活動全体 | エ | 各教科等 |

21

（２）次の文は、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」（第３編第２章第４節の１）の「言語環境の整備と言語活動の充実」についての記述の一部である。このうち、適切でないものを①～⑤から１つ選び、番号で答えよ。

- ① 校内の掲示板やポスター、児童生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用することに留意する必要がある。
- ② 児童生徒の言語活動は、児童生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることは少ないものの、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことは大切である。
- ③ 児童生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係を築くことに留意する必要がある。
- ④ 教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くことに留意する必要がある。
- ⑤ 中学部では、生徒による発表、討議、ノート記述、レポート作成などの言語活動を活発かつ適正に行わせ、豊かな言語能力を養っていくよう配慮していくことが大切である。

22

(3) 次の文は、「児童生徒の調和的な発達を支える指導の充実」(第3編第2章第5節の1)の「キャリア教育の充実」の記述の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

さらに、キャリア教育を進めるに当たり、(中略)、各学校は、保護者が児童生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、(ア)や進路を巡る環境の変化等の現実
に即した情報を提供して(イ)を図った上で、将来、児童生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

特に、中学部の段階の生徒は、(ウ)にわたる発達が著しく、自己の生き方についての関心が高まる時期にある。このような発達の段階にある生徒が、自分自身を見つめ、自分と社会とのかかわりを考え、将来、様々な生き方や進路の選択可能性があることを理解するとともに、自らの(エ)で自己の生き方や進路を選択できるよう適切な指導・援助を行うことが必要である。

- | | | | | | | | | |
|---|---|------|---|---------|---|-------|---|-------|
| ① | ア | 産業構造 | イ | 共通理解 | ウ | 心身両面 | エ | 意思と責任 |
| ② | ア | 産業構造 | イ | 信頼関係の構築 | ウ | 心身両面 | エ | 意志と希望 |
| ③ | ア | 産業構造 | イ | 共通理解 | ウ | 社会性全般 | エ | 意思と責任 |
| ④ | ア | 雇用形態 | イ | 信頼関係の構築 | ウ | 社会性全般 | エ | 意志と希望 |
| ⑤ | ア | 雇用形態 | イ | 共通理解 | ウ | 社会性全般 | エ | 意思と責任 |

23

(4) 次の文は、「特別な配慮を必要とする児童生徒への指導」(第3編第2章第5節の2)の「日本語の習得に困難のある児童生徒への通級による指導」について、通常の学級における指導に当たっての留意点について述べられているものの一部である。適切なものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

- ① 授業において使われている日本語や学習内容を暗記できるようにするための支援
- ② 学習したことを単純化して理解・定着できるようにするための支援
- ③ 理解したことを模倣して再現できるようにするための支援
- ④ 教師の指示に従って学習を行うことができるようにするための支援
- ⑤ 学習や生活に必要な心理的安定のための情意面の支援といった側面からの支援

24

(5) 次の文は、「家庭や地域社会との連携並びに学校間の連携や交流及び共同学習」(第3編第2章第6節の2)の「学校相互間の連携や交流」について、学校相互間の連携や交流の在り方として挙げられているものの一部である。適切でないものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

- ① 特別支援学校や小・中学校等が、それぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある者となない者が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有している。
- ② 障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。
- ③ 「交流及び共同学習」とは、これまで交流と共同学習の両側面を一体的に捉えて推進してきたものであるが、実際の教育活動においては、両者を明確に区別して考えることが重要である。
- ④ 交流及び共同学習は、児童生徒が他の学校の児童生徒と理解し合うための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。
- ⑤ 交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切である。

【4】 次の（１）～（５）の問いに答えよ。

（１）次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年３月 文部科学省）「第２章 今回の改訂の要点 ２ 障害の捉え方と自立活動」の記述の一部である。（ア）～（ウ）にあてはまる語句をそれぞれ①～⑧から選び、番号で答えよ。

さて、（ ア ）の考え方を念頭に置いて、自立活動の指導を考えるとどのようなになるのであろうか。下肢にまひがあり、移動が困難な児童が、地域のある場所に外出ができるようにする指導を例に考えてみる。まず、実態把握においては、本人のまひの状態や移動の困難にだけ目を向けるのではなく、移動手段の活用、周囲の環境の把握、コミュニケーションの状況などについて、実際に行っている状況や可能性を詳細に把握する。そして、このような（ イ ）と障害に加えて、本人の外出に対する意欲、習慣等や地域のバリアフリー環境、周囲の人の意識等を明らかにし、生活機能と障害に個人因子や（ ウ ）がどのように関連しているのか検討する。このように実態を把握した上で、児童の自立を目指す観点から指導目標を設定する。

- ① I C I D H ② 外的因子 ③ 健康状態 ④ 合理的配慮 ⑤ 行動特性
⑥ 生活機能 ⑦ 環境因子 ⑧ I C F

（ア）	（イ）	（ウ）
26	27	28

(2) 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）「第6章 自立活動の内容 2 心理的な安定」における「情緒の安定に関すること」の、具体的指導内容例と留意点に関するものの一部である。適切でないものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

- ① 白血病の幼児児童生徒の場合、治療計画によっては、入院と退院を繰り返すことがあり、感染予防のため退院中も学校に登校できないことがある。このような場合には、テレビ会議システム等を活用して学習に対する不安を軽減するような指導を工夫することが大切である。
- ② 自閉症のある幼児児童生徒の場合、興奮してもその場から離れずに我慢させ、可能な限り他の幼児児童生徒と同じ活動に取り組むなどの経験を積み重ねていながら、その興奮を静める方法を知ることや、様々な感情を表した絵カードやメモなどを用いて自分の気持ちを伝えるなどの手段を身に付けられるように指導することが大切である。
- ③ ADHDのある幼児児童生徒の場合、自分を落ち着かせることができる場所に移動してその興奮を静めることや、いったんその場を離れて深呼吸するなどの方法があることを教え、それらを実際に行うことができるように指導することが大切である。
- ④ LDのある児童生徒の場合、本人が得意なことを生かして課題をやり遂げるように指導し、成功したことを褒めることで自信をもたせたり、自分のよさに気付くことができるようにしたりすることが必要である。
- ⑤ チックの症状のある幼児児童生徒の場合、不安や緊張が高まる原因を知り、自ら不安や緊張を和らげるようにするなどの指導をすることが大切である。

(3) 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）「第6章 自立活動の内容 4 環境の把握」における「感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること」の「具体的指導内容例と留意点」に関するものの一部である。適切なものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

- ① 視覚障害のある幼児児童生徒の場合、遮光眼鏡を装用するよう指導するとともに、その習慣化を図ることが大切である。
- ② 自閉症のある幼児児童生徒の場合、不快である音や感触などを自ら避けたり、幼児児童生徒の状態に応じて、音が発生する理由や身体接触の意図を知らせるなどして、それらに少しずつ慣れていったりするように指導することが大切である。
- ③ ADHDのある幼児児童生徒の場合、注目すべき箇所を色分けしたり、手で触れるなど他の感覚も使ったりすることで注目しやすくしながら、注意を持続させることができることを実感し、自分に合った注意集中の方法を積極的に使用できるようにすることが大切である。
- ④ LDのある児童生徒の場合、本人にとって読み取り易い書体を確認したり、文字間や行間を詰めたりして負担を軽減しながら新たな文字を習得していく方法を身につけることが大切である。
- ⑤ 脳性まひの幼児児童生徒の場合、文字や図形を正しくとらえることが困難な場合がある。このような場合には、一つの文字や図形だけを取り出して輪郭を強調して見やすくしたり、文字の部首や図形の特徴を話し言葉で説明したりすることが効果的なことがある。

(4) 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）「第7章 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い 4 指導方法の創意工夫 イ 意欲的な活動を促す指導方法」の記述の一部である。(ア)～(オ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

児童生徒の意欲的な活動を促すためには、児童生徒が興味や関心をもって主体的に取り組み、(ア)を味わうことができるような指導方法を工夫することが大切である。この場合、少なくとも、教師からの(イ)な働き掛けに終始する方法や(ウ)な方法にならないよう留意する必要がある。個々の児童生徒の実態に応じて、指導目標が明確にされ、次いで具体的な(エ)が設定され、それらを組織して個別の指導計画が作成されるが、それに基づいた指導に当たっては、それらの(エ)にふさわしい(オ)を工夫する必要がある。

- | | | | | | |
|---|-------|-------|-------|--------|--------|
| ① | ア 成就感 | イ 一方的 | ウ 画一的 | エ 指導内容 | オ 指導方法 |
| ② | ア 成就感 | イ 画一的 | ウ 一方的 | エ 指導方法 | オ 指導内容 |
| ③ | ア 満足感 | イ 一方的 | ウ 画一的 | エ 指導内容 | オ 指導方法 |
| ④ | ア 満足感 | イ 画一的 | ウ 一方的 | エ 指導方法 | オ 指導内容 |
| ⑤ | ア 満足感 | イ 一方的 | ウ 画一的 | エ 指導方法 | オ 指導内容 |

31

(5) 次の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」（平成29年4月 文部科学省）「第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い」の記述の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、(ア)な発達を促すために必要な(イ)な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、(ウ)な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の児童又は生徒の人間として(エ)育成を目指すように努めるものとする。

- | | | | | |
|---|-------|-------|-------|----------|
| ① | ア 総合的 | イ 個別的 | ウ 柔軟 | エ 計画的な |
| ② | ア 総合的 | イ 基本的 | ウ 柔軟 | エ 調和のとれた |
| ③ | ア 全人的 | イ 個別的 | ウ 系統的 | エ 計画的な |
| ④ | ア 全人的 | イ 基本的 | ウ 系統的 | エ 調和のとれた |
| ⑤ | ア 全人的 | イ 個別的 | ウ 柔軟 | エ 計画的な |

32

【5】 次の（１）～（５）の問いに答えよ。

- （１）次の文は、「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」（令和３年６月 文部科学省）における「小学校等における組織的な実施体制の構築」の記述の一部である。（ア）～（エ）にあてはまる語句を①～⑩からそれぞれ選び、番号で答えよ。

小学校等においては、市町村教育委員会等が策定したガイドラインなどに基づき、校内で（ア）医療的ケアを実施することができるようにするため、校長、担任、養護教諭、学校医、医療的ケアに知見のある医師、主治医、看護師等などで構成される会議体（以下「（イ）」という。）を設置するなどして、医療的ケアへの対応方法などを検討する必要がある。なお、小学校等において新たに医療的ケア児を受け入れるような場合は、就学先決定に携わった市町村教育委員会等の担当者が参加し、指導助言を行うことも有効である。

（イ）においては、次に示すことなどについて検討することが考えられる。

- ① 医師から看護師等への指示の方法など、医療的ケアの実施に係る計画書等の作成
- ② 関係者の役割分担や連携の在り方
- ③ 危機管理への対応を含む（ウ）の作成
- ④ （エ）の蓄積・分析
- ⑤ 緊急時の対応方法 など

- ① 校内委員会 ② ヒヤリ・ハット事例 ③ 共通マニュアル ④ 組織的に
- ⑤ 個別的に ⑥ Good Practice ⑦ 個別マニュアル ⑧ 個別の指導計画
- ⑨ 事故事例 ⑩ 医療的ケア安全委員会

（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）
33	34	35	36

- (2) 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における「就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方」に関する記述の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から選び、番号で答えよ。

就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障害のある子供の障害の状態のみに着目して(ア)に検討を行うのではなく、子供一人一人の(イ)、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を(ウ)に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められた。特に、その際、子供一人一人の障害の状態等を把握して(イ)を明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要である。そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で(イ)に最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市区町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との(エ)を進めた上で、最終的には市区町村教育委員会が決定することとなる。こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全てが十分に理解することがとりわけ重要であり、基本である。

- | | | | | | | | | |
|---|---|-----|---|--------|---|-----|---|------|
| ① | ア | 形式的 | イ | 障害特性 | ウ | 総合的 | エ | 合意形成 |
| ② | ア | 形式的 | イ | 教育的ニーズ | ウ | 包括的 | エ | 意見交換 |
| ③ | ア | 画一的 | イ | 教育的ニーズ | ウ | 総合的 | エ | 合意形成 |
| ④ | ア | 画一的 | イ | 教育的ニーズ | ウ | 包括的 | エ | 意見交換 |
| ⑤ | ア | 画一的 | イ | 障害特性 | ウ | 総合的 | エ | 合意形成 |

37

- (3) 次の文は、「障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導」(令和5年3月 文部科学省・厚生労働省・内閣府)における「合理的配慮」を行う前提として求められるものとして挙げられているものの一部である。適切でないものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

- ① 障害のある幼児などと障害のない幼児が共に学び育つ理念を共有する教育
- ② 一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育
- ③ 健康状態の維持・改善を図り、生涯にわたる健康の基盤をつくる教育
- ④ 自己理解を深め自立し社会参加することを目指した教育
- ⑤ 自己決定力を高めていく教育

38

(4) 次の文は、「発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック 特別支援学級編」(平成26年3月兵庫教育大学)における特別支援学級とICT活用に関する記述の一部である。(ア)～(ウ)にあてはまる語句を①～⑧からそれぞれ選び、番号で答えよ。

特別支援学級には、障害種の異なる様々な子供たちが在籍しています。そのため、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。

特別支援学級が通常の学級や通級指導教室と異なる点として、個別の障害特性や(ア)を考慮した学習と、(イ)の特性を活かした学習の両方が求められる点にあります。ICTは個別の指導にも、(イ)の指導にも活用することができます。

ただし、個別の指導や(イ)の指導にICTを利用する際、ICTは困難さをサポートしたり、自信をつけたり、あるいは学習意欲を高めたりする際に使える便利な「道具」であることを忘れてはいけません。全てをICTにより(ウ)するのではなく、ICTを「今までの可能性を少しだけ広げてくれる、ただの道具」と捉え、有効に活用することが重要です。

- ① 発達段階 ② 学級全体 ③ 解決 ④ 将来の自立 ⑤ 障害の程度 ⑥ 指導
⑦ 小集団 ⑧ 生活経験

(ア)	(イ)	(ウ)
39	40	41

(5) 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における「言語障害のある子供の教育的ニーズ」に関する記述の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句を①～⑩からそれぞれ選び、番号で答えよ。

(ア)のように、生後すぐに医療を必要とする場合や、構音障害や(イ)のように、3～5歳くらいになると障害の状態が顕著になる場合がある(中略)。言語障害教育を効果的に進めていくためには、子供の発語の面にどのような問題があり、それがどのような性質のものであるかを適切に評価し、どのように指導や支援をすることで、その問題を解決できそうかという(ウ)や予見に基づく教育的対応が求められる。

また、言語は身近な人などとの関わりを通して発達していくものであり、子供を取り巻く環境との(エ)が言語の発達に大きな影響を及ぼす。このため、言語障害のある子供の教育的対応においては、子供の言語障害の状態だけでなく、周囲の大人の対応や子供同士の関わりなどといった(エ)の状態なども考慮する必要がある。

- ① 連鎖 ② エビデンス ③ 小児発語失行 ④ 吃音 ⑤ 音声障害
⑥ 経験 ⑦ コミュニケーション ⑧ 口蓋裂 ⑨ 連携 ⑩ 相互作用

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
42	43	44	45

